

児童扶養手当制度のしおり



児童扶養手当とは？

父母の離婚などによって、児童を監護するひとり親家庭の母や
児童を監護し生計が同一であるひとり親家庭の父、
または父母にかわってその児童を養育している者に支給される手当です。
この手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、
児童福祉の増進を図ることを目的としています。

児童扶養手当を受けることができる方

次の1から8までのいずれかにあてはまる児童について、監護している母、または監護し、かつ生計を同じくしている父、あるいは父母にかわってその児童を養育している養育者の方が手当を受給できます。

- 1 離婚……………父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- 2 死亡……………父または母が死亡した児童
- 3 障がい……………父または母が一定の障がいの状態にある児童
- 4 生死不明……………父または母の生死が明らかでない児童
- 5 遺棄……………父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 6 DV保護命令……………父または母が裁判所からの保護命令[※]（当該児童の母又は父の申立てにより発せられたものに限る）を受けた児童
※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定による命令
- 7 拘禁……………父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 8 未婚……………母が婚姻（事実婚を含む）によらないで出産した児童

令和4年4月1日から「眼の障がい」の認定基準が改正されました！詳しくはお住まいの町村役場担当窓口へお問い合わせください。

Q: この制度の「児童」とは？

A: 「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童をいいます。
 ただし、児童に政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満の児童が対象になります。

Q: 「養育者」とは？

A: 父母を除き、児童を養育している（同居し、監護し、生計を維持している）一切の者をいいます。

Q: 外国籍の場合、手当を受けることはできますか？

A: 外国籍の方でも手当の支給対象となります。
 ただし、在留期限が適正であることが必要となります。

ただし、次のいずれかにあてはまるときは、手当を受けることができません。

児童が

- 1 日本国内に住所を有しないとき
- 2 里親に委託されているとき
- 3 請求者ではない父（母）と生計を同じくしているとき
 （ただしその父（母）が政令で定める程度の障がいの状態であるときを除く。）
- 4 父（母）の配偶者に養育されているとき（配偶者には事実婚にある者を含む。）
- 5 児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く。）及び、障がい者福祉施設に入所しているとき

手当を受けようとする方（父母または養育者）が

日本国内に住所を有しないとき

児童扶養手当の額

手当の額は、請求者または配偶者及び扶養義務者（請求者の父母兄弟姉妹などで、同居している方）の前年の所得（1月から9月の間に請求される場合は、前々年の所得）によって、全部支給、一部支給、全部停止（支給なし）に決定されます。

（令和8年4月から）

対象児童数	全部支給	一部支給
1人目	月額 48,050円	月額 48,040円～11,340円
2人目以降	1人増えるごとに 月額11,350円を加算	1人増えるごとに 月額11,340円～5,680円を加算

※手当の月額は、「物価スライド制」の適用により変動することがあります。

※一部支給の場合、手当額は、請求者の所得に応じて月額 48,040円～ 11,340円

（対象児童1人目の場合）の間で、10円きざみの額となります。

手当額は、毎年、『現況届』を提出していただき、児童の監護状況や前年の所得等を確認・審査した上で決定されます。

※3人目以降の加算額は、令和6年11月分から**2人目と同額に引き上げられました**。

児童扶養手当と調整する障がい基礎年金等の範囲が変わりました！

これまで、障がい基礎年金等(※1)を受給している方は、障がい基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障がい年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

(※1) 国民年金法に基づく障がい基礎年金、労働者災害補償保険法による障がい補償年金など。

詳しくは、お住まいの町村役場の担当窓口へお問い合わせください。



児童扶養手当の支払日

手当は認定されると、**請求日の属する月の翌月分から支給されます**。

年に6回（奇数月）に2か月分の手当が支払われます。

支払期	支払日	支払方法
5月期(3～4月分)	5月11日	請求者の指定した 金融機関への口座振込
7月期(5～6月分)	7月10日	
9月期(7～8月分)	9月11日	
11月期(9～10月分)	11月11日	
1月期(11～12月分)	1月8日	
3月期(1～2月分)	3月11日	

※支払日は原則11日ですが、11日が土・日・祝日にあたるときは、その直前の金融機関が営業している日となります。

所得による支給制限

請求者または配偶者及び扶養義務者(請求者の父母兄弟姉妹などで、同居している方)の前年(1月から9月に請求する場合は前々年)の所得が、下記の限度額以上ある場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)は、手当の全部または一部が支給されません。

【所得制限限度額一覧表】

扶養親族等の数	請求者(父母または養育者)		配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者
	全部を受給できる方	一部を受給できる方	
0人	69万円未満	208万円未満	236万円未満
1人	107万円未満	246万円未満	274万円未満
2人	145万円未満	284万円未満	312万円未満
3人	183万円未満	322万円未満	350万円未満
4人以上	以下1人増すごとに38万円加算		
所得制限加算額	同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)または老人扶養親族1人につき10万円 特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき15万円		老人扶養親族1人につき6万円 ※扶養親族全員が老人扶養親族の場合は1人を除く

※所得制限限度額は、令和6年11月分から**引き上げられました**。

所得の計算方法

$$\text{所得額} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費(給与所得控除額等)} + \text{養育費}^{\ast 1} - 8\text{万円} - \text{諸控除}$$

※令和3年3月分の手当以降は障がい基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等(障がい年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など)が含まれます。

※令和3年度から適用される税制改正により、給与所得・公的年金に係る所得を有する場合は、その合計額から10万円を控除します。

諸控除について

障害者控除	特別障害者控除	勤労学生控除
27万円	40万円	27万円
寡婦控除	ひとり親控除	※父または母が手当を受ける場合は寡婦控除、ひとり親控除は適用されません。
27万円	35万円	
配偶者特別控除 雑損控除 医療費控除 小規模企業共済等掛金控除 特定親族特別控除		
地方税法で控除された額 ※2		
諸控除について、具体的に、控除される項目(種類)や控除金額等は町村の担当窓口でご確認ください。		

※1 児童の父または母から、その児童について扶養義務を履行するための費用として父母または児童が受け取る金品等で、その金額の80%が、父または母の所得に加算されます。

※2 課税台帳に記載された控除額。公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等の控除が適用される場合があります。詳しくはお住まいの町村役場担当窓口にてご確認ください。

手当を受けるまでの流れ

お住まいの町村役場の担当窓口で、必要な書類等を確認・相談のうえ手続きをしてください。



① 認定請求に必要な書類の準備

必要書類チェックリスト

公金受取口座を利用される場合は不要です。（詳しくは町村役場の担当窓口でご確認ください）

- 児童扶養手当認定請求書
- 請求者と対象児童の戸籍謄（抄）本（発行から1ヶ月以内のもの）
- 公的年金調書（受付町村で作成します）
- 請求者名義の振込先口座が確認できる書類

場合により必要な書類 チェックリスト

※その他、手当の支給要件及び生活状況により必要な書類がありますので、必ず町村役場の担当窓口を確認してください。



婚姻解消または未婚の子（認知されている場合）を監護しているため、手当を請求する場合

- 養育費等に関する申告書

外国籍の場合

- 在留カードの写し

養育者の場合

- 養育申立書
- 父母の戸籍または除籍謄（抄）本 ※児童の戸籍で父母の状況が分からない場合

児童と別居している場合

- 別居監護申立書
- 児童の世帯全員の住民票
- 父が請求者である場合、生計同一を証する書類

請求者等の実際の住所が住民票所在地と異なる場合

- 住所要件に関する申立書
- 住民票（お住まいの町村にない場合）

公的年金を受給している場合

- 公的年金給付等受給証明書または受給状況を証する書類

② 書類の提出

お住まいの町村役場の担当窓口にて認定請求書とその他の必要書類を提出します。

③ 審査と認定

町村役場が住民票等を確認した後、大阪府へ提出します。受給資格は、大阪府が審査します。手当は、受給資格について大阪府の認定を受けた後、受給することができます。

④ 通知書等発行

認定されると、認定通知書と児童扶養手当証書等が発行されます。受給資格がないと認められ、請求が却下されたときは、認定請求却下通知書が発行されます。

⑤ 通知書等の記載事項確認

通知書等が届きましたら、記載事項を必ずお読みください。

⑥ 受給開始

手当は、年6回支払日に振込みされます。

※「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、平成28年1月以降、個人番号（マイナンバー）の記載が必要になりました。（認定請求書、支給停止関係届及び額改定請求書、現況届）

手当を受けている方の手続き

手当の認定を受けた方は、次の届出義務がありますので、事由が生じた時は、すみやかにお住まいの町村役場の担当窓口へ届け出てください。

届出が遅れますと、手当の支給が受けられなくなったり、所定の支給日に手当の振込みができなかったり、受給された手当を大阪府に返還していただく必要が生じる場合があります。

ご不明なことがあれば、町村役場の担当窓口へ相談してください。

届出を必要とするとき	届出の種類等
毎年8月1日～8月31日 (すべての受給者)	現況届 <ul style="list-style-type: none"> 前年の所得と、児童の監護状況を確認するため、すべての受給者が提出する必要があります。 <u>現況届を提出しないと11月以降の手当は支給されません。</u> <u>提出期限を過ぎてから届出した場合、手当の支給時期が遅れる場合がありますので、ご注意ください。</u> ※現況届を2年間続けて提出していないと、手当の受給資格を失います。
監護（養育）する児童の数が変わったとき	額改定請求書 ・・・児童が増えた場合 請求した日の翌月から 手当が増額になります。 額改定届 ・・・児童が減った場合 その事由が発生した月の翌月から 手当が減額となります。
所得の更正または世帯状況の変更 (扶養義務者の同居・別居など)があったとき	支給停止関係（発生・消滅・変更）届 【兼所得状況変更通知】
受給資格がなくなったとき 具体的なケースは 〈7. 受給資格がなくなる場合〉 をご覧ください。	資格喪失届 受給者死亡届（受給者死亡の場合のみ）
その他	氏名変更届 住所変更届 府外転入届 支払先変更申出書 （公金受取口座に変更があった場合を含む） 有期再認定請求書 （以下に該当する場合） <ul style="list-style-type: none"> 受給者または児童が外国籍で在留期限がある場合 父母または児童が障がいや理由により手当を受けていて、有期を設けられている場合 証書亡失届・再交付申請書 公的年金給付等受給状況届 など <ul style="list-style-type: none"> 公的年金を受給できるようになった場合や、年金受給にかかる手続きをされた場合は、必ずご連絡ください。

受給資格がなくなる場合

次の場合は受給資格がなくなります。すみやかに資格喪失届を提出してください。

1. 受給者が婚姻し、児童がその配偶者に養育されているとき
※婚姻の届出をしていなくても、次の場合は婚姻に含まれます。
①婚姻の届出はなくても、社会通念上、夫婦として共同生活と認められる事実関係があるとき
②同居していなくても、頻繁に定期的な訪問があり、かつ、生活費の補助を受けているとき
なお、住民票上（世帯分離も含む）同住所地に異性が住んでいるときは、事実婚と判断される場合があります。
2. 受給者が児童を監護（養育）しなくなったとき
3. 児童が受給者の元配偶者と生計を同じくするようになったとき
4. 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）及び障がい者福祉施設に入所したとき
5. 児童が里親に委託されたとき
6. 受給者または児童が日本に住所を有しなくなったとき
7. 受給者または児童が死亡したとき
8. その他手当を受ける資格がなくなったとき

※詳しくは町村の担当窓口にお問い合わせください。

手当の一部支給停止

父または母が手当を受けている場合、「支給開始月の初日から起算して5年」、または「手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年」を経過したとき（以下「5年等経過月」といいます。）は、手当額の2分の1が支給停止になります。

※認定請求をした日に3歳未満の児童を監護している方については、その児童が満3歳に達した月の初日から起算して5年を経過した時から手当の一部を支給しないこととなっています。

一部支給停止措置の除外について

次のいずれかにあてはまるときは、必要な手続きを行えば、それまでと同様に手当を受給できます。

- ・受給者が就業している
- ・受給者が求職活動等の自立を図るための活動をしている
- ・受給者に政令で定める程度の身体上または精神上的の障がいがある
- ・受給者が負傷、疾病等により就業することが困難である
- ・受給者が監護する児童または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態にあり、受給者が介護する必要があるため、就業することが困難である

一部支給停止適用除外するための手続き

- ①5年等経過月に到達する約2ヶ月前に（または5年等経過月を迎えると見込まれる前の現況届のお知らせの前後に）町村から「重要なお知らせ」が届きます。
- ②お知らせに示された期限（8月1日から31日までの間、または5年等経過月の末日）までに、町村の窓口へ『児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書』及び除外事由に該当していることを確認できる関係書類を提出してください。

※関係書類が提出できないときや届出について疑問があるときは、必ず町村の窓口にお問い合わせください。

※5年等経過月到達後、最初に児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び関係書類の提出等を行った後は、毎年、現況届と併せて一部支給停止適用除外事由届出書及び関係書類を提出していただきます。

制度の詳細等は、各担当窓口にお問い合わせください。

ひとり親家庭医療費助成事業

【担当窓口：お住まいの市町村の担当課】

ひとり親家庭の医療費の自己負担金に対する助成です。
助成の範囲は、市町村によって異なります。

自立支援教育訓練給付金

【担当窓口：お住まいの福祉事務所】

ひとり親家庭を対象に、教育訓練講座として指定された講座を受講した場合に支給されます。受講前の事前相談が必要です。雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格がある方については、費用の一部が支給される場合があります。

高等職業訓練促進給付金

【担当窓口：お住まいの福祉事務所】

ひとり親家庭を対象に、就職に直接結びつきやすい国家資格等を取得するために、6月以上養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るため、48月を上限に修業期間中支給されます。なお、児童扶養手当受給者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者に限り支給が可能です。

高等職業訓練促進資金貸付金

【担当窓口：(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会】

高等職業訓練給付金の受給者が必要とする養成機関への入学準備金及び就職準備金の貸付をします。また、児童扶養手当受給者等で、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労に取り組む方に、無利子で12月の範囲内で家賃の貸付をします。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

【担当窓口：お住まいの地域の福祉事務所等】

ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を図るため（子の修学や就学支度、親自身の技能習得など）に必要な資金を貸付ける制度です。



ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/teate/jifu.html>

